

19 監査公表第 16 号

地方自治法第 199 条第 1 項及び第 4 項並びに第 2 項の規定により監査を実施したので、同条第 9 項の規定によりその結果を公表する。

平成 19 年 9 月 6 日

福岡市監査委員	妹 尾 俊 見
同	市 木 潔
同	竹 本 忠 弘
同	福 田 健

監査の結果に関する報告について

地方自治法第 199 条第 1 項及び第 4 項並びに第 2 項の規定により監査を実施したので、同条第 9 項の規定によりその結果に関する報告を提出する。

1 監査の種類 定期監査及び行政監査

2 監査の対象，区分，範囲及び実施期間

(1) 監査の対象局，区分，対象期間及び実施期間

ア 総務企画局

(事務監査)対象期間	平成 18 年 5 月から同 19 年 5 月まで
実施期間	平成 19 年 5 月 8 日から同年 5 月 25 日まで
(工事監査)対象期間	平成 17 年 4 月から同 19 年 3 月まで
実施期間	平成 19 年 5 月 1 日から同年 6 月 15 日まで

イ 財政局

(事務監査)対象期間	平成 18 年 5 月から同 19 年 5 月まで
実施期間	平成 19 年 5 月 8 日から同年 5 月 23 日まで
(工事監査)対象期間	平成 17 年 4 月から同 19 年 3 月まで
実施期間	平成 19 年 5 月 1 日から同年 6 月 15 日まで

ウ 環境局

(事務監査)対象期間	平成 18 年 5 月から同 19 年 5 月まで
実施期間	平成 19 年 5 月 10 日から同年 5 月 25 日まで
(工事監査)対象期間	平成 17 年 4 月から同 19 年 3 月まで
実施期間	平成 19 年 5 月 1 日から同年 6 月 15 日まで

エ 土木局

(事務監査)対象期間	平成 18 年 5 月から同 19 年 5 月まで
実施期間	平成 19 年 5 月 10 日から同年 5 月 31 日まで
(工事監査)対象期間	平成 17 年 4 月から同 19 年 3 月まで
実施期間	平成 19 年 5 月 1 日から同年 6 月 15 日まで

オ 建築局

(事務監査)対象期間	平成 18 年 5 月から同 19 年 5 月まで
実施期間	平成 19 年 5 月 10 日から同年 5 月 22 日まで

カ 港湾局

(事務監査)対象期間	平成 18 年 5 月から同 19 年 5 月まで
実施期間	平成 19 年 5 月 8 日から同年 5 月 25 日まで

キ 監査事務局

(事務監査)対象期間	平成 18 年 5 月から同 19 年 5 月まで
------------	---------------------------

実施期間 平成 19 年 5 月 11 日

(2) 監査の対象事務

事務監査は各局及び行政委員会所掌の財務に関する事務及び事務の執行を、工事監査は各局所掌の工事等を対象とした。

3 監査の方法

監査は、前記の対象事務が、適正かつ効率的に行われているかを主眼として、事務監査は抽出した諸帳簿等関係書類を、工事監査は別表 1 から別表 4 までの工事等に係る関係書類を検査するとともに、関係職員から説明を聴取し、必要に応じ現地調査を行った。

4 テーマ監査

今回の事務監査及び工事監査においては、複数の部局等に共通する事務事業の中から監査のテーマを設定し、チェックや比較検証を行う「テーマ監査」を局別監査に併せて実施した。

5 監査の結果

監査の結果は、おおむね良好と認められたが、下記のとおり一部の局において注意、改善を要する事項等が見受けられた。

(事務監査)

(1) 局別監査

ア 総務企画局

特に指摘する事項はなかった。

イ 財政局

特に指摘する事項はなかった。

ウ 環境局

特に指摘する事項はなかった。

エ 土木局

(ア) 指定管理者に対し基本協定書等の遵守について必要な指導を行うよう注意を求めるもの

指定管理者制度による公の施設の管理を行う場合、指定管理者は従来からの委託よりも広範な権限と責任を持つことから、その権限と責任について基本協定書等で明確に定め、履行状況を適宜把握しておく必要がある。しかしながら、土木局が所管する駐車場及びバス乗継ターミナルに係る管理運営業務において、次のような事例が見受けられた。

基本協定書等で定めた管理運営業務については、その履行状況を適宜把握し、必要に応じ適切な指導を行うよう注意されたい。

a 市営築港駐車場及び市営大橋駐車場の管理運営業務に係る基本協定書では、施設の管理運営業務に係る経理を他の業務と区別して明確にし、また常に経理状況を明らかにしておくよう規定しているにもかかわらず、当該施設の指定管理者においてまったく区分整理されていなかった。

b 駐車場及びバス乗継ターミナルの管理運営業務に係る基本協定書では、管理運営業務の再委託を原則禁止しており、市の事前承認を受けた場合にのみ、当該業務の一部について第三者に再委託することが認められているにもかかわらず、市の事前承認を得ることなく、管理運営業務の一部が第三者に再委託されていた。

(道路管理課)

(イ) 基本協定書等の整備について注意を求めるもの

指定管理者制度による公の施設の管理を行う場合、市と当該施設指定管理者との間で協定書を取り交わし、その業務範囲や履行状況の確認方法等、必要事項を明確に定めておく必要がある。しかしながら、土木局が所管する駐車場の

管理運營業務において、基本協定書に報告義務又は履行状況の確認方法が明記されていないものがあり、また履行状況を確認できる文書が指定管理者において保存されていないものがあった。

業務履行状況の文書による記録保存の規定等、履行状況の確認が確実にできるよう、必要な事項を基本協定書等で明確に定めておくよう注意されたい。

(道路管理課)

(ウ) 補助金の交付手続きについて適正な事務処理を行うよう注意を求めるもの

市は、補助金の交付決定に当たっては、申請書類の審査等により、申請内容が補助事業の内容に適合するかどうか、金額の算定に誤りがないかどうか等を調査しなければならない。また、補助金の額の確定に当たっては、完了報告書等の書類の審査等により、補助事業の成果が交付決定の内容等に適合するものであるかどうかを調査確認しなければならない。しかしながら、平成 18 年度「私道整備助成金」交付事務において、申請者から提出された書類に「福岡市補助金交付規則」に定める必要事項の記載等がないまま、補助金の交付決定及び補助金の額の確定を行っており、不適切なものとなっていた。

補助金の交付決定及び補助金の額の確定に当たっては、福岡市補助金交付規則の趣旨を踏まえ、適正な事務処理をされたい。

a 申請書に補助申請額の記載や収支計画書の添付を求めないまま、本市の積算額で補助金の交付決定を行っていた。

b 補助金の額の確定において、事業終了後、実績報告書(完了届)に事業費の支出額の記載やそれを確認できる書類の添付もないまま、施工業者から申請者への請求金額で確定していた。

補助金の交付を前金払や概算払によらない本件事業における補助金の額の確定に当たっては、申請者の支出額を確認すべきである。

(道路維持課)

オ 建築局

賃貸借料の支払いに長期日数を要していたものについて注意を求めるもの

契約に基づき履行の確認を完了した後は、契約の相手方からの請求によりその対価を支払わなければならない。また、契約の相手方から請求が行われない場合は、速やかに請求を行うよう催促する必要がある。しかしながら、平成 18 年度「パーソナルコンピュータ賃貸借契約」外 3 件において、契約書では四半期ごとに賃貸借料を支払うこととしているにもかかわらず、1 年間分の賃貸借料を一括して支払っており、その中には、機器等の使用確認完了後、支払いまでに長期日数を要しているものがあった。

賃貸借料の支払いに当たっては、相手方の負担を考慮のうえ、迅速な事務処理を行うよう十分注意されたい。

(総務課)

カ 港湾局

特に指摘する事項はなかった。

キ 監査事務局

特に指摘する事項はなかった。

(2) テーマ監査

今年度のテーマ監査については、「旅費支給事務」をテーマに、共通して見られる改善すべきと思われる事務処理の傾向や制度上の課題を把握・検証するとともに、関係部署との協議を踏まえながら、事務の適正化や効率化に向けた支援につなげていくことを主眼に、年度を通じて、定期監査の中で実施するものである。

今回、平成 19 年度第 1 期の定期監査の中で実施したテーマ監査の結果、特に指摘する事項はなかった。

(工事監査)

(1) 局別監査

ア 総務企画局

特に指摘する事項はなかった。

イ 財政局

設計積算及び契約事務において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの

平成 18 年度「本庁舎アスベスト改修工事」

(契約金額 2 億 3,540 万 7,900 円)

本工事は、本庁舎エレベーターシャフト内等に吹き付けられているアスベストの封じ込め改修工事である。その施工に際して使用した養生シート及び保護衣等は特別管理産業廃棄物として処分しなければならず、その確実な処分を確保するために運搬・処分量は契約図書である図面に表示すると定められている。しかし、発注時の契約図書である図面には運搬・処分量の表示がされていなかった。

また、当初の仮設計画よりさらに細かな仮設間仕切りを行うこととしたため、それらの養生等が増加することとなり、廃棄物の運搬・処分量の設計変更が行われており、契約変更の契約図書には発注時未記入であった当初数量及び増加した数量が表示されていた。

産業廃棄物の当初数量を含めその他工事数量等については、入札に臨む指名業者に積算のために積算内訳書(参考資料)として配布しているが、契約図書の一部としては綴られていない。この積算内訳書の数量等を根拠として入札を行い、また設計変更し契約するのであれば、その積算内訳書については契約事項の一部として取り扱っているものであり、契約者相互の責任の明確化及び確実な工事施工、適正な検査のために、契約の一部として契約図書に綴り込むべきである。

今後は、適正な設計積算及び契約事務に努められたい。

(財産管理課 建築局施設建設課関連)

ウ 環境局

(ア) 設計積算において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの

a 平成 17 年度「環境局施設再整備(圧送管布設)工事 [2 工区]」

(契約金額 3,557 万 9,250 円)

本工事については、施工中に交通等への支障を生じさせないように交通誘導員が必要とされている。交通誘導員は、施工場所の条件変更や交通管理者等との協議によってその人員が変動することがあるため、契約図書において配置人員等を明確にしておくことが必要である。しかし、本工事の契約図書において交通誘導員の配置人員等が明示されていなかった。

また、設計変更を行った際に、施工内容を変更したこと等により交通誘導員の人員を変更したが、変更後の契約図書においても明示されていなかった。

発注者の明確な設計意図の伝達及び工事施工の円滑化を図るため、契約図書に交通誘導員の配置人員等を明示すべきであった。

今後は、適正な設計積算を図られたい。

(管理課 施設課関連)

b 平成 18 年度「東部(伏谷)埋立場広場整備外工事」

(契約金額 7,423 万 5,000 円)

本工事の区画埋立整備で布設する U 型側溝の設計積算において、長さが 0.6m のコンクリート二次製品を使用することで設計積算されていたが、同側溝を布設する区間は直線区間であるため長さが 2.0m の製品の使用が可能であり、より経

済的な 2.0m の製品を使用すべきであった。

今後は、適正な設計積算を図られたい。

(施設課)

- (イ) 設計積算及び契約事務において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの

平成 17 年度「西部資源化センター南，東面外壁塗装修理」

(契約金額 2,257 万 9,200 円)

本工事の一部である建具面塗り替え，柱・梁塗り替え等の工事は，契約図書に施工箇所及び工事数量等が明示されていなかった。

また，工事内容に変更が生じたことにより設計変更を行っているが，南面改修工事のうち建具面塗り替えについては，契約図書に増工の施工箇所及び工事数量等の明示がなかった。

発注者の明確な設計意図の伝達及び工事施工の円滑化のため，契約図書には工事内容である施工箇所及び工事数量等を明示するのは当然である。

工事数量等については，入札に臨む指名業者に積算のために積算内訳書（参考資料）として配布しているが契約書の一部としては綴られていない。この積算内訳書の数量等を根拠として入札を行い，また，設計変更し契約するのであれば，その積算内訳書については契約事項の一部として取り扱っているのであり，契約者相互の責任の明確化及び確実な工事施工，適正な検査のために契約の一部として契約図書に綴り込むべきである。

今後は，適正な設計積算及び契約事務に努められたい。

(施設課)

エ 土木局

- (ア) 設計積算において，次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの

a 平成 18 年度「JR 吉塚駅西口駐輪場ゲート設置工事」

(契約金額 2,331 万円)

本工事の設計積算を行うにあたってゲート式駐輪システムの見積りを製造メーカー 3 社より徴集しており，その見積りは，本工事費の全てである機器費，設置工事費，試験調整費，諸経費で構成されていた（その見積り内容も各社不統一であった）が，その合計金額のみを比較検討し設計積算していた。

しかし，工事の指名競争入札業者は製造メーカーではなく工事請負業者から選定されていることから，上記見積りにある設置工事費，諸経費については製造メーカーの見積りを使用して設計積算すべきでなかった。また，機器費の設計積算では機器費のみの見積りを徴集，比較検討し，機器費を決定すべきであった。

今後は，適正な設計積算を図られたい。

(道路建設課（東区・博多区担当）)

b 平成 17 年度「市道千代今宿線(中 1 幹)道路災害復旧工事」

(契約金額 2 億 4,148 万 50 円)

本工事については，施工中に交通等への支障を生じさせないよう交通誘導員が必要とされている。交通誘導員は，施工場所の条件変更や交通管理者等との協議によってその人員が変動することがあるため，契約図書において配置人員等を明確にしておくことが必要である。本工事の当初契約図書においては，交通誘導員の配置人員等が明示されていたが，設計変更を行った際に，施工内容を変更したことにより交通誘導員の人員を変更したにもかかわらず変更後の契約図書には明示されていなかった。

発注者の明確な設計意図の伝達及び工事施工の円滑化を図るため，契約図書に交通誘導員の配置人員等を明示すべきであった。

今後は、適正な設計積算を図られたい。

(道路建設課(中央区・南区担当))

また、下記4件の工事においても同様な事例が認められた。

- ・平成17年度「市道南庄小田部線(小田部2)自転車歩行者道路設置工事(その2)」

(契約金額6,838万9,650円)

(道路建設課(城南区・早良区・西区担当))

- ・平成17年度「都市計画道路梅林通線外1線道路舗装工事」

(契約金額5,738万6,700円)

(道路建設課(城南区・早良区・西区担当))

- ・平成18年度「市道地行鳥飼七隈線(茶山)道路舗装工事」

(契約金額7,228万2,000円)

(道路建設課(城南区・早良区・西区担当))

- ・平成17年度「筥崎土地区画整理事業地内(堅粕箱崎線外1路線)道路舗装工事」

(契約金額1億274万2,500円)

(筥崎連続立体開発事務所管理課)

- c 平成18年度「一般国道385号(塩原)電線共同溝建設工事(その4)」

(契約金額1億4,501万250円)

本工事で発生した残土の処理において、当初購入砂を一部使用して埋戻しし掘削土量の一部を残土処理とすることとしていたが、埋戻し材料には全て購入砂を使用することに変更したため、掘削土全量が残土処理対象となった。しかし変更の設計積算においては掘削土全量を残土処理として計上していなかった。

今後は、適正な設計積算を図られたい。

(道路建設課(中央区・南区担当))

- d 平成16年度「一般県道桜井太郎丸線(元岡)道路改良工事(その6)」

(契約金額1億4,827万1,550円)

本工事の現場打杭工等の設計積算において、全体鉄筋数量が10t以上であったのに単価に加算率による割り増しをしていた。加算率による割り増しは、土木工事標準積算基準書においては全体鉄筋量が10t未満の施工規模の場合に適用するとあるので、割り増しすべきではなかった。

今後は、適正な設計積算を図られたい。

(道路建設課(城南区・早良区・西区担当))

- e 平成16年度「都市計画道路藤崎四箇線(原団地)舟底橋上部工工事」

(契約金額9,522万5,550円)

- (a) 本工事に先行した下部工工事により設置された土留めのためのH鋼杭、切梁等は、先行工事完了後も本工事において継続して使用することが必要となり、それらを設置したままの状態で行工事が施工された。本工事の設計積算において、先行工事で設置したH鋼杭、切梁等は本工事で使用するということがそれらの賃料等が計上されていた。しかし、このような場合は先行工事施工業者と本市とで別途に契約するとされており、賃料等は本工事に計上すべきではなかった。

今後は、適正な設計積算を図られたい。

- (b) 本工事については、施工中に交通等への支障を生じさせないよう交通誘導員が必要とされている。交通誘導員は、施工場所の条件変更や交通管理者等との協議によってその人員が変動することがあるため、契約図書において配置人員等を明確にしておくことが必要である。しかし、本工事の契約図書において交通誘導員の配置人員等が明示されていなかった。

また、設計変更を行った際に、施工内容を変更したことにより交通誘導員の人員を変更したが、変更後の契約図書においても明示されていなかった。発注者の明確な設計意図の伝達及び工事施工の円滑化を図るため、契約図書に交通誘導員の配置人員等を明示すべきであった。

今後は、適正な設計積算を図られたい。

(道路建設課(城南区・早良区・西区担当))

f 平成 17 年度「都市計画道路梅林通線外 1 線道路舗装工事」

(契約金額 5,738 万 6,700 円)

土留擁壁の親杭設置工において、大口径ボーリングマシンにより H 形鋼を打設する工法で設計積算されていたが、現場においては大口径ボーリングマシンでは施工が困難であると判断し、アースオーガーにより打設する工法で施工されていた。

設計積算時に、現場条件を考慮した適正な工法を採用すべきであったし、また、設計と相違する工法で施工する場合は、協議の上その工法を採用した設計に変更すべきであった。

今後は、適正な設計積算を図られたい。

(道路建設課(城南区・早良区・西区担当))

g 平成 18 年度「一般県道桜井太郎丸線(元岡)道路舗装工事(その 2)」

(契約金額 7,423 万 8,150 円)

本工事において中央分離帯を設置することとなっているが、構造や寸法等を明示した構造図が契約図書に添付されていなかった。

また、工事着手後施工内容が変更されているが、増工された暗渠排水工等の内容を示す設計図面が変更契約図書に添付されていなかった。

発注者の明確な設計意図の伝達及び工事施工の円滑化、また、竣工時の検査のためにも設計図書による明示は不可欠であり、契約図書に添付すべきであった。

今後は、適正な設計積算を図られたい。

(道路建設課(城南区・早良区・西区担当))

(イ) 施工管理において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの

平成 17 年度「筥崎土地区画整理事業将軍地蔵堂外 1 ヶ所建築工事」

(契約金額 1,840 万 7,550 円)

建設業退職金共済制度は建設労働者に対して退職金を保証する制度であり、工事契約締結後 1 カ月以内に請負者が証紙を購入し、建設労働者に交付しなければならない。しかし、本工事においては工事期間中には、証紙が購入されておらず、工事完了日を過ぎて証紙が購入され、その掛金収納書が工事書類に添付されていた。

このことは、発注者として本制度の趣旨を十分理解し、普及の徹底に努めているとはいえない。

本制度の趣旨を十分理解し、確実な制度履行の確認を行うとともに、適正な制度の運用について、請負者への指導を徹底されたい。

(筥崎連続立体開発事務所管理課)

(ウ) 契約事務において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの

平成 18 年度「都市計画道路鳥飼地行線(鳥飼)道路舗装工事(その 7)」

(契約金額 4,278 万 5,400 円)

本工事において、工事内容に変更が生じたことにより設計変更を行っているが、その変更の中で、発注時の設計書において舗装工、区画線工の単価を誤っていたということを理由に、工事内容の変更に関わりのない同単価を修正変更して、請

負代金額の変更がされていた。

請負代金額の変更は契約図書の内容変更などが対象になると契約書に定められており、契約書に定めのない部分の変更を通常の手続きで行ったことは、適切な契約変更ではなかった。

今後は、適正な契約事務に努められたい。

(道路建設課(中央区・南区担当))

- (I) 設計積算及び施工管理において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの

平成 17 年度「市道勝馬志賀島線道路災害復旧工事(その2)」

(契約金額 1,977 万 9,900 円)

- (a) 本工事の設計積算において、コンクリートブロック積工の施工規模を誤って適用したため、その結果として、誤った施工単価を計上していた。

今後は、適正な設計積算を図られたい。

- (b) 本工事については、施工中に交通等への支障を生じさせないよう交通誘導員が必要とされている。交通誘導員は、施工場所の条件変更や交通管理者等との協議によってその人員が変動することがあるため、契約図書において配置人員等を明確にしておくことが必要である。しかし、本工事の契約図書において交通誘導員の配置人員等が明示されていなかった。

また、請負業者は交通誘導員を配置することにした施工計画書を提出しながら、工事現場には交通誘導員が配置されていなかった。

さらに、設計変更を行った際に、請負業者が現場に交通誘導員を配置していなかったことを理由に交通誘導員の積算を減額変更したが、変更後の契約図書において配置人員等が明示されていなかった。

発注者の明確な設計意図の伝達及び工事施工の円滑化を図るため、契約図書に交通誘導員の配置人員等を明示すべきであった。また、請負業者への交通誘導員の配置指導を徹底すべきであった。

今後は、適正な設計積算及び施工管理を図られたい。

(道路建設課(東区・博多区担当))

(2) テーマ監査

今回は、「原課契約について、その契約から検査、支払いまでの行政事務が適法、適正になされているか」をテーマとして監査を実施した。

特に指摘する事項はなかった。

別表 1

総務企画局 抽出工事一覧表

工 事 名	契 約 金 額	工 期
福岡市職員研修所 解体工事	30,765,000 円	平成 17 年 10 月 20 日から 平成 18 年 1 月 31 日まで
以上 1 件抽出		

別表 2

財政局 抽出工事一覧表

工 事 名	契 約 金 額	工 期
本庁舎アスベスト 改修工事	当初 231,525,000 円	平成 18 年 11 月 21 日から
	変更 235,407,900 円	平成 19 年 3 月 25 日まで
北別館改修電気工事	当初 16,590,000 円	平成 18 年 7 月 4 日から
	変更 17,117,100 円	平成 19 年 2 月 28 日まで
以上 2 件抽出		

別表 3

環境局 抽出工事一覧表

工 事 名	契 約 金 額	工 期
中部中継所し尿圧送管 改良工事(その2)	50,400,000 円	平成 18 年 1 月 21 日から 平成 18 年 3 月 18 日まで
	当初 324,450,000 円	平成 18 年 5 月 31 日から
西部(中田)埋立場第3 区画整備外工事(その 2)	変更 325,256,400 円	平成 19 年 3 月 15 日まで
	131,250,000 円	平成 17 年 12 月 1 日から 平成 18 年 3 月 28 日まで
南部工場受変電設備 改良工事	42,000,000 円	平成 18 年 11 月 25 日から 平成 19 年 3 月 15 日まで
	当初 183,750,000 円	平成 18 年 4 月 15 日から
臨海工場焼却炉 定期修理	変更 215,328,750 円	平成 18 年 11 月 30 日まで
	外 10 件省略	

別表 4

土木局 抽出工事一覧表

工 事 名	契 約 金 額	工 期
市道三苦雁ノ巢線 道路改良工事	当初 92,190,000 円 変更 100,536,450 円	平成 17 年 1 月 28 日から 平成 17 年 9 月 30 日まで
都市計画道路福岡筑紫野 線(日吉橋)橋梁改築工 事(下部工その3)	当初 100,590,000 円 変更 103,326,300 円	平成 18 年 7 月 11 日から 平成 19 年 3 月 15 日まで
一般県道桜井太郎丸線 (元岡)新川橋(下部 工)築造工事	当初 154,140,000 円 変更 159,919,200 円	平成 17 年 11 月 15 日から 平成 18 年 12 月 15 日まで
吉塚駅西口自転車 駐車場整備工事	当初 28,245,000 円 変更 28,584,150 円	平成 18 年 9 月 8 日から 平成 19 年 2 月 20 日まで
筥崎土地区画整理事業地 内(堅粕箱崎線)道路照明灯 設置工事(その11)	34,440,000 円	平成 18 年 12 月 28 日から 平成 19 年 3 月 25 日まで
外 20 件省略		